

# ケアセンターBE運営規程

## (事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人ながおかたすけあいネットBEライフが開設するケアセンターBE（以下「事業所」）が行う指定訪問介護及び介護予防訪問サービスの事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者(以下「訪問介護員等」という）が要介護又は要支援状態等にある高齢者(以下「利用者」)に対し、適正な指定訪問介護及び介護予防訪問サービスを提供することを目的とする。

## (指定訪問介護運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (介護予防訪問サービスの運営の方針)

第3条 介護予防訪問サービスの基本方針として、利用者が可能な限りその居宅において、要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）の心身機能の改善、環境調整等を通じて、要支援者等の自立を支援し、生活の向上に資するサービスの提供を行い、要支援者等の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、要支援者等の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービス・地域包括支援センターとの連携に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ケアセンターBE
- (2) 事業所の所在地 新潟県長岡市今朝白1丁目16番15号

## (従業員の資格)

第5条 当事業に従事する者を、介護福祉士及び介護職員初任者研修課程修了者とする。

## (従業員、員数及び職務の内容)

第6条 事業者は管理者及び従業員を次のとおり配置し、職務内容を次により定める

- (1) 管理者 1人
  - ・事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
  - ・管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛

生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう、統括する。

(2) サービス提供責任者 2人

- ・介護福祉士又は介護職員実務者研修課程修了者とする
- ・訪問介護計画書及び介護予防訪問サービス計画書を作成し、作成した計画の内容を利用者又は家族に対して説明を行い、必要に応じて計画を変更する。併せて、訪問介護の利用申込みに係る調整や、訪問介護員などに対する技術指導などのサービス内容の管理を行う。

(3) 訪問介護員 常勤換算で2.5人以上

- ・介護福祉士及び介護職員初任者研修課程修了者とする。
- ・作成された訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画に従い、訪問介護及び介護予防訪問サービスを実施する。

第7条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日、年末年始(12月31日～1月3日)を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後6時
- (3) ただし、サービスの提供については利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制をとるものとする。

(訪問介護の内容)

第8条 提供する訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 介護予防訪問サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問型独自サービス(I) … 週に1回程度
- (2) 訪問型独自サービス(II) … 週に2回程度
- (3) 訪問型独自サービス(III) … 週に3回程度

具体的には、「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」のサービスを一体的に行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額とする。

2 訪問介護に要した交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域内は徴収しない。
- (2) 通常の事業の実施地域外の場合、実施地域を超えた距離1kmあたり15円を徴収します。

3 前第2項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(緊急時の対応方法)

- 第10条 訪問介護員等は、事業の提供中に利用者の病状、状態に急変その他の緊急事態が生じたときはすみやかに主治医に連絡し、適切な処理を行うものとする。  
主治医に対する連絡が困難の場合には緊急搬送等の措置を講じることとする。
- 2 訪問介護員等は、前項について処理したときは、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第11条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、当該事業者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
  - 3 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第12条 事業者は、提供した指定訪問介護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
  - 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、適切な改善を行うものとする

(秘密保持)

- 第13条 訪問介護員等は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者と契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、訪問介護員等の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
  - 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(通常の事業の実施地域)

- 第14条 通常の事業を実施する地域は次のとおりとする。  
長岡市、見附市

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第16条 事業者は、すべての訪問介護員等(登録ヘルパーを含む)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い研修（外部における研修を含む）を実施する。

なお、研修は次のとおり設けるものとする。

- ① 採用研修 採用後2ヶ月以内に実施
  - ② 継続研修 年に2回以上実施
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 事業者は利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附 則

この規定は、平成18年10月1日から施行する。

この規定は、平成20年10月7日から施行する。

この規定は、平成27年10月16日から施行する。

この規定は、平成29年12月10日から施行する。

この規則は、令和4年5月24日から施行する。

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月17日から施行する。